社会福祉法人能代市社会福祉協議会二ツ井デイサービスセンター
（第１号通所事業）通所介護サービス重要事項説明書

（第１号通所事業）通所介護サービスの提供にあたり、以下のとおり説明します。

1.事業所の概要

（１）事業所の種類　　指定（第１号通所事業）通所介護事業所
（２）事業所の目的　　第１号通所事業・介護保険給付対象サービスとしての、日常生活上の世話及び機能訓練等のサービスを提供し、心身機能の維持向上を図る。
（３）事業所の名称　　能代市社会福祉協議会二ツ井デイサービスセンター
（４）事業所の所在地　　秋田県能代市二ツ井町字三千刈４４番地３４
（５）電話番号　　０１８５－７４－５８６８
（６）管理者氏名　　渡邊　慶太
（７）開設年月日　　平成１８年３月２１日
（８）利用定員　　３５人

2.事業実施地域及び営業時間

（１）通常の事業の実施地域　　能代市全域
（２）営業日及び営業時間

営　業　日	月曜日～土曜日（年末年始を除く）
サービス提供時間	９時３０分～１５時４５分

3.当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

（１）サービスの概要

①食　　事・栄養士の献立表により、１食あたり６００キロカロリー前後の食事を提供します。
　　ご利用の際は、献立表をお配りします。
　　・利用者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。
②入　　浴・入浴又は清拭を行います。車いす用リフトを備え付けております。
　　・特殊浴槽（個人浴槽）もあります。
③排　せ　つ・利用者の排せつ介助を行います。
④機能訓練等・利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練をレクリエーション等を通じて実施します。

（２）第１号通所事業給付の対象となるサービス

〈利用者負担金（１月あたり）〉

区分	基本料			ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算Ⅰ		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
通所型Ⅰ	1,798円	3,596円	5,394円	88円	176円	264円
通所型Ⅱ	3,621円	7,242円	10,863円	176円	352円	528円
事業所が送迎を行わない場合(片道につき)				-47円(1割),-94円(2割),-141円(3割)		

区分	1割負担	2割負担	3割負担
生活機能向上ｸﾞﾙｰﾌﾟ活動加算	100円	200円	300円
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40円	80円	120円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	利用料(食費除く)の9.2%		

（３）介護保険給付の対象となるサービス

〈利用者負担金（１回あたり）〉

区　　分	要介護度１	要介護度２	要介護度３	要介護度４	要介護度５
６時間～７時間利用（１割負担）	584円	689円	796円	901円	1,008円
６時間～７時間利用（２割負担）	1,168円	1,378円	1,592円	1,802円	2,016円
６時間～７時間利用（３割負担）	1,752円	2,067円	2,388円	2,703円	3,024円

入浴介助加算 （入浴した場合）	１割負担：１回４０円　２割負担：１回８０円　３割負担：１回１２０円
認知症加算Ⅰ （日常生活自立度Ⅲ以上の方）	1割負担：利用毎に60円、2割負担：利用毎に120円、3割負担：利用毎に180円
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	1割負担：利用毎に56円、2割負担：利用毎に112円、3割負担：利用毎に168円
ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算Ⅰ	1割負担：利用毎に22円、2割負担：利用毎に44円、3割負担：利用毎に66円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	毎月の利用料（食費除く）の12.0%
科学的介護推進体制加算Ⅰ	1割負担：月40円、2割負担：月80円、3割負担：月120円
事業所が送迎を行わない場合、片道につき　1割負担：-47円、2割負担：-94円、3割負担：-141円	

（４）食　費　　１食あたり５００円の食費をいただきます。
利用者の都合により当日キャンセルの場合、食費をいただくことがあります。

（５）その他　　おむつ、着替えなどは、必要に応じて利用者がご用意下さい。

（６）利用料のお支払い方法

前記の料金は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月１０日頃に送付します。
利用料の支払いは、現金、銀行振込又は口座振替により翌月末日までにお支払い下さい。

（７）利用の中止、変更、追加

・利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更等ができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出下さい。
・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日にサービス利用ができない場合、他の利用可能日を利用者と介護支援専門員に提示して協議します。

4.運営規程

（１）事業の目的

この規程は、指定通所介護事業の適切な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とします。

（２）基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

（３）運営方針

・事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を計画的に行います。
・援助に当たっては、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
・事業運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、地域の保健・医療・福祉関係者等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

5.職員の職種及び員数

（１）管　理　者　　１名（生活相談員と兼務）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務を一元的に行う。

（２）生 活 相 談 員　　１名以上（内１名以上は介護職員と兼務）
生活相談員は通所介護計画の作成、利用者の心身の状況等の把握、職員に対する技術指導又は助言等を行う。

（３）看　護　職　員　　１名以上（機能訓練指導員と兼務）
看護職員は、利用者の健康管理のほか、利用者に対し必要な援助を行う。

（４）機能訓練指導員　　１名以上（看護職員と兼務）
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練及び助言を行う。

（５）介　護　職　員　　５名以上（内１名以上は生活相談員と兼務）
介護職員は、利用者の日常生活上の介護及び必要な援助を行う。

6.利用にあたっての留意事項

金銭・貴重品の管理	原則として利用料以外の金銭及び貴重品のお持ち込みはご遠慮下さい。お持ち込みの場合は、利用者の責任において管理していただき、紛失・事故等がありましても当事業所では責任を負いません。
宗教・政治・営業活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動・政治活動・営業活動はご遠慮下さい。
食べ物の持ち込み	健康上の理由又はやむを得ない事情での持ち込みは施設職員へ確認して下さい。

7.ハラスメント防止及び契約解除等について

（１）禁止事項

①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけや好意的態度の要求等の性的ないやがらせ行為）

（２）事業者からの契約解除

事業者は、以下に掲げるいずれかの場合には、契約を解除することができます。

①（１）における禁止行為があった場合

②職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して、サービスを提供することが著しく困難になった場合

③②により契約を解除する場合、事業者は保険者である区市町村と連絡を取り、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じます。

8.緊急時等の対応について

（１）非常災害対策

非常災害その他の緊迫の事態に備え、常に関係機関との連絡を密にし、とるべき処置についてあらかじめ消防計画等の対策を立てて、年２回利用者及び事業所の訓練を行います。

（２）災害発生時

災害発生時には防火管理者の指示に従い、利用者を安全かつ迅速に誘導し避難させるものとします。

（３）利用者急変時

サービス提供中に、容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医又は協力医療機関、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡します。

【協力医療機関】

金田医院　住所：能代市二ツ井町比井野94　℡：0185-73-2511

9.事故発生時の対応について

施設内において、利用者の予期せぬ事故が発生した場合、その他必要な場合は速やかに主治医や家族への連絡等の必要な措置を講じるものとします。

（１）最善の処置

介護事故が発生した場合、まず利用者に対して可能な限りの緊急処置を行うとともに、引き続き看護職員を呼び最善の処置を行います。

（２）利用者及び家族への説明

処置が一段落すれば、出来るだけ速やかに利用者や家族等に誠意を持って説明し、家族の申し出についても誠実に対応します。

（３）損害賠償

サービス提供中に利用者に賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

10.第三者による評価の実施状況等

1　あり	実　施　日		評価機関		
2　なし	結果の開示	1　あり		2　なし	

11.苦情処理の体制について

（１）苦情受付担当者（当事業所における苦情やご相談を受け付けます。）

○苦情受付担当者　管 理 者　渡邊　慶太

電　話　番　号　０１８５－７４－５８６８

○受　付　時　間　毎週月曜日～土曜日（９：００～１６：５０）

（２）苦情解決責任者

○苦情解決責任者　指定管理者　社会福祉法人　能代市社会福祉協議会

事務局長　尾張　政克

（３）第三者委員

石川　鋭子（能代地区）　電話　５２－９５７３

佐藤　弘（能代地区）　電話　５４－３８３４

藤田　シナ（二ツ井地区）　電話　７３－４９５４

（４）行政機関その他苦情受付機関

能代市市民福祉部長寿いきがい課　所在地　能代市上町１番３号

電話番号　８９－２１５７

秋田県国民健康保険団体連合会　所在地　秋田市山王４丁目２番３号

電話番号　０１８－８６２－６８６４

(第１号通所事業)通所介護サービスの提供にあたって、本書面に基づき重要な事項を説明し、交付しました。

令和　　年　　月　　日

事　業　者　住　所　能代市上町１２番３２号

名　称　社会福祉法人　能代市社会福祉協議会

代表者　会　長　　鎌　田　耕　次

(事業所名　能代市社会福祉協議会二ツ井デイサービスセンター)

説　明　者　管理者　　渡邊　慶太

私は、本書面に基づいて事業者から（第１号通所事業）通所介護サービスの説明を受け、サービスの提供開始に同意し、受領しました。

利用者　住　所　能代市

氏　名

代理人　住　所　能代市

氏　名

（利用者との続柄：　　）